

上海国際金融センター建設の更なる推進加速と長江デルタ地域の一体化発展への金融支援に関する意見

アジア調査部中国室研究員

劉家敏

03-3591-1384

jiamin.liu@mizuho-ri.co.jp

【要点】

- 中国人民銀行・銀保監会・証監会・国家外貨管理局・上海市政府は、2020年2月14日に共同で「上海国際金融センター建設の更なる推進加速と長江デルタ地域の一体化発展への金融支援に関する意見」（中国語名「关于进一步加快推进上海国际金融中心建设和金融支持长三角一体化发展的意见」、以下「意見」）を発表した。
- 中国では、2019年12月発表の「長江デルタ地域一体化発展計画要綱」により、人口の6分の1、GDPの4分の1を占める「長江デルタ地域」の一体化が進められている。「長江デルタ地域」は、上海市・江蘇省・浙江省・安徽省（計27の中心都市）を対象とする地域で、「長江経済ベルト」をけん引する竜頭とも呼ばれる。竜頭の中心にある上海市で国際金融センターの建設を加速し、「長江デルタ地域」の一体化発展に金融支援を与えるために発表されたのが、この「意見」である。
- 「意見」では、3大分野における具体策が示された。具体的には、(1)臨港新区における金融分野での先行試行の積極的推進（①国際競争力のある重点産業の発展支援〔商業銀行の理財子会社・金融資産投資会社の設立試行・新設等〕、②投資・貿易の自由化・利便化の促進〔クロスボーダー人民元決済業務に対する規制緩和、外国直接投資に要求される人民元資本金専用口座の取消模索等〕）、(2)上海金融業の対外開放の加速（①金融業対外開放の深化〔合弁理財会社の設立試行、外資系金融機関による年金管理会社の設立試行等〕、②人民元建て金融資産の配置とリスク管理センターの整備の促進〔債券市場の対外開放の拡大、人民元金利・外貨建てデリバティブ商品市場の発展促進等〕、③国際ルールに則った金融ビジネス環境の整備〔金融関連法律の整備、上海市での金融・倒産裁判所の改革推進等〕）、(3)長江デルタ地域の一体化発展に対する金融支援（①域内金融機関の協力推進〔公共サービス分野におけるモバイル決済のレベルアップ、個人銀行口座の相互認証サービスの提供等〕、②金融関連サービスの強化〔創業企業による債券発行の推進、科学技術企業の上場促進等〕、③金融政策の協調と情報共有メカニズムの整備〔金融安定性評価システムの整備、金融統計情報の共有、金融包摂関連指標の整備等〕）、である。

【構成(概要)】

「上海国際金融センター建設の更なる推進加速と長江デルタ地域の一体化発展への金融支援に関する意見」

(銀発[2020]46号)

成立日：2020年2月14日、発表日：2020年2月14日

1. 全体要求：実体経済の質の高い発展へのサポート（開放的かつ利便性のある金融政策の試行、人民元国際化の穏健な推進等）、金融体制・メカニズムの改革深化、システミックリスクの防止等。
2. 臨港新区における金融分野での先行試行の積極的推進：(1) 国際競争力のある重点産業の発展支援（①商業銀行の理財子会社の設立試行等、②商業銀行の金融資産投資会社の新設等、③金融機関によるハイテク産業を含む重点分野への長期貸出の提供等、④金融機関と大手科学技術企業によるフィンテック企業の設立支援等）、(2) 投資・貿易の自由化・利便化の促進（⑤優良企業と商業銀行のクロスボーダー人民元決済業務に対する規制緩和等、⑥外国直接投資に要求される人民元資本金専用口座の取消模索等、⑦貿易資金調達のクロスボーダー資産譲渡業務の試行等）。
3. 上海金融業の対外開放の加速：(1) 金融業対外開放の深化（⑧外資系金融機関と大手地場銀行の合弁理财会社の設立試行等、⑨外資独資・持ち株の証券・ファンド管理・生命保険会社の設立等、⑩外資系金融機関による年金管理会社の設立試行等、⑪非金融企業グループによるフィナンシャルグループの設立等）、(2) 人民元建て金融資産の配置とリスク管理センターの整備の促進（⑫債券市場の対外開放の拡大等、⑬人民元金利・外貨建てデリバティブ商品市場の発展促進等、⑭外資系金融機関の金融投資項目の為替リスク管理の最適化等、⑮上海国際金融センターと国際金融市場の法制度統合研究等）、(3) 国際ルールに則った金融ビジネス環境の整備（⑯金融関連法律の整備等、⑰「放管服」改革^(注)の着実な推進等、⑱上海市での金融・倒産裁判所の改革推進等）。
4. 長江デルタ地域の一体化発展に対する金融支援：(1) 域内金融機関の協力推進（⑲公共サービス分野におけるモバイル決済のレベルアップ等、⑳個人銀行口座の相互認証サービスの提供等、㉑域内銀行業の協力・協調強化等）、(2) 金融関連サービスの強化（㉒創業企業による債券発行の推進等、㉓科学技術企業の上場促進等、㉔信用体系の統合・市場化推進と域内信用情報の共有等、㉕グリーン金融プラットフォームの統合等）、(3) 金融政策の協調と情報共有メカニズムの整備（㉖金融安定性評価システムの整備等、㉗金融統計情報の共有等、㉘金融包摂関連指標の整備等）。
5. 保障措置：㉙支払・決済に対する監督管理の強化等、㉚自貿区に適用する金融政策の先行実施等。

(注)「放管服」改革は、権限委譲と行政の簡素化、規制緩和と管理の強化、行政サービスの最適化を内容とした改革である。

* 中国語全文は、<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3971334/index.html>

から入手可能（2020年3月19日アクセス）

以上

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。